

平成30年度第2回江別市地域公共交通活性化協議会開催結果（要旨）

日 時：平成30年9月27日（木）9時57分～10時52分

場 所：江別市民会館 小ホール

出席者：北川裕治会長、高野伸栄副会長、中村哲也委員、尾西昌仁委員、佐藤憲明委員、池田忠美委員、惣万祐仁委員、佐藤誠一委員、鈴木智枝委員、中川雅志委員、種章裕委員、神保順子委員、遠藤雄一委員、中山俊彰委員

※一般社団法人札幌ハイヤー協会 照井幸一委員の代理として増田厚志氏、札幌方面江別警察署 菊谷賢一委員の代理として及川裕氏、北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 佐藤文昭委員の代理として杉浦一秀氏、北海道石狩振興局地域創生部 原口ゆみ子委員の代理として山田達也氏が出席

一般社団法人北海道バス協会 日野健一委員、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 笠松周悟委員、北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所 梅本利男委員は都合により欠席

その他：三好市長が挨拶等のため出席

傍聴者：4名

会議概要

- 1 委嘱状交付
- 2 開 会
- 3 市長挨拶
- 4 江別市地域公共交通活性化協議会の設置要綱について

○事務局から説明

資料2をご覧ください。この要綱は、当協議会の設置目的や運営方法などについて平成28年7月26日に江別市が定めたものである。

第1条では設置目的、第2条では所掌事務を定めている。

第3条では、組織と委員の任期等について定めている。委員の任期は2年であり、平成28年8月の協議会設置後、2年経ったことから、新たな任期の委員として、本日から皆様にご参集いただくものである。

第4条では、協議会に会長及び副会長を置くこと、会長及び副会長は、委員の互選により選出することなどを定めている。

第5条では、会議は、会長が招集し会議の議長となること、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないことなどを定めている。

第6条では、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ専門委員会

を置くことができる旨を定めている。専門委員会の委員は、協議会委員の中から会長が指名すること、専門委員会に委員長を置くなどとしている。

第7条の庶務、第8条の補則については記載のとおり。

要綱については以上であるが、2枚目に、当協議会の設置根拠となる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における協議会に関する規定部分を抜粋しているのので、後ほどご確認願う。

以上である。

【質疑等】

なし

5 会長等の選出について

委員の互選により、北川会長、高野副会長を選出。

6 専門委員会の設置について

○事務局から説明

協議会設置要綱第6条で、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ専門委員会を置くことができると定めている。専門委員会は、これまでも設置しており、当協議会に諮る案件などについて、公共交通事業に関する専門的な視点から事前調整、下調整を行い、現実的な方向性を導く役割を担っていた。また、議論を現実的な方向へ導くためには、公共交通事業を行う事業者間の率直な意見交換等を担保する必要があることから、非公開により開催し、その議論や検討などについて、後日開催の協議会において委員長から概要報告するという取扱いとしていた。

なお、これまでの2年間は、バス路線再編や市郊外部における新たな交通手段導入可能性など、地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定に向けた議論、検討を踏まえて、専門委員会委員は、市内運行のバス事業者委員、公共交通利用者側委員、公共交通の許認可権者である札幌運輸支局委員、専門家である学識者委員の合計8名で会長指名により構成していたものである。

事務局としては、6月に策定された地域公共交通網形成計画等について、皆様の任期である2年間で、推進あるいは検証し、社会の変化や地域の実情に合わせて修正していくという方向性を踏まえ、これまでと同様に専門委員会を設置し、当協議会に諮る案件などについて、現実的な事前調整、下調整を担っていただきたいと考えている。

このため、協議会設置要綱第6条に基づく専門委員会の設置を提案する。

説明は以上である。

○北川会長

委員の皆様にお諮りする。事務局から、設置要綱第6条の規定に基づく

専門委員会を設置したい旨の提案があったが、専門委員会を設置することとしてよろしいか。（異議なし）

それでは、専門委員会を設置することとし、協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、私から専門委員会の委員を指名させていただく。

まず、専門的な見地からご意見をいただくために、北海道大学大学院の高野伸栄副会長、札幌運輸支局の中山俊彰委員、次に、公共交通事業の当事者間の率直な意見交換等という目的や、策定した地域公共交通網形成計画の方向性に照らし、公共交通事業者の中から、ジェイ・アール北海道バス株式会社の中村哲也委員、北海道中央バス株式会社の尾西昌仁委員、夕張鉄道株式会社の佐藤憲明委員、最後に、利用者側からのご意見も率直に伺いたいのので、江別市自治会連絡協議会の佐藤誠一委員、江別市女性団体協議会の鈴木智枝委員、江別市社会福祉協議会の中川雅志委員、市民公募委員として就任いただいた種章裕委員と神保順子委員にお願いしたい。お引き受けいただけるか。（了承）

よろしく願います。

7 報告事項

(1) 江北地区における新たな交通手段の検討状況について

○事務局から説明

これまでの経緯を振り返ると、公共交通の不便な当市郊外部における新たな交通手段の導入可能性の検討に関しては、平成28年度第3回協議会において、地域公共交通網形成計画の策定作業と並行しながら検討を行う地区を、江北地区と豊幌地区とすることを確認した。この2地区としたのは、一定の人口規模があること、バス路線など公共交通機関の利用が不便であること、地元自治会から継続的に要望されていることなど、地域の状況を総合的に判断したものである。

その後、平成29年度から、事務局と各地区自治会等との間で、協議を行ってきたところである。昨年秋には、それぞれの地元自治会の協力のもと、地区住民に対するアンケート調査も実施し、この結果については、平成29年度第3回協議会で報告している。また、これらの検討を踏まえ、地域公共交通網形成計画の策定作業においても、公共交通の利用が著しく不便な市郊外部などにおける新たな交通手段の導入の検討を計画に盛り込み、計画上の根拠付けも進めてきたところである。

さらに、江北地区に関しては、平成29年度第5回協議会において、地元自治会等が自家用車を用いた有償運送の方法により、今年10月からのデマンド型交通の運行を目指すための検討を進めている旨ご報告しており、4月に入って、当該デマンド型交通の運行について、地元から市へ、一定

の意向が示されたものである。

資料3-1は、平成30年度第1回協議会の報告資料であるが、こちらを使用して江北地区から示された意向概要を説明する。概要としては、江北地区に居住する高齢者の通院と買物を支援することを目的に、江北地区で活動している任意団体、江北まちづくり会が事業主体となって、道路運送法による公共交通空白地有償運送を実施したいというものであった。この制度は、交通の著しく不便な地域において、当該地域内の住民等の日常生活のため、NPO法人等が自家用自動車を用いて有償で旅客運送を行うというものである。道路運送法では、有償旅客運送はその事業許可を受けた事業者が実施するというのが原則であるが、その例外の制度である。運行形態は、事前に予約がある場合のみ運行するデマンド型交通とし、平日のみの運行で、江北地区からJR野幌駅周辺までの病院、スーパーなどを1日3往復程度で結ぶことを想定したものである。利用者は地区に居住する高齢者で利用登録している方とし、月額換算で300円～500円程度の年会費を支払うとともに、1乗車ごとに500円程度の運賃を支払うことを想定したものであった。以上が、江北地区の意向概要である。

一方で、自家用車による有償運送の実施を可能にするためには、道路運送法上の手続きとして、タクシー事業者側の同意が必要となる。このことに関し、前回の当協議会では、札幌ハイヤー協会から、江北地区の交通確保として市内タクシー事業者の中に、実施したいという意向を持っているところがないか確認が必要とのご意見をいただいたほか、札幌運輸支局からも、自家用有償運送は、既存事業者によるサービス提供が困難な場合に、補完的に行われるものであるため、地元事業者の意向確認が必要とのご意見をいただいたところである。

ここまでが、前回協議会までの流れの概要である。

7月以降、事務局と江別市内に事業所を置くタクシー事業者4社との間で会議の場を設け、意向確認を行ったところ、4事業者のいずれも江北地区における運送サービスを提供できる旨の確認が取れた。また、江北地区が示した意向を実現させるために、道路運送法上の実証運行制度を活用する提案をいただいたものである。

資料3-2をご覧ください。4事業者からの提案をもとに、改めて事務局と江北地区が協議を行った結果、4月に江北地区から示された意向のうち、実際の乗合運送の部分を市内タクシー事業者が担うという方法へ変更し、詳細の制度設計を進めていくということで、江北地区側の意向を確認したものである。今後は、地元自治会等と市内タクシー事業者が連携して江北地区におけるデマンド型交通の運行に取り組む方向性となった。

デマンド型交通の運行など、江別市内では初の取組を進めているものがあるが、事務局としては、実証運行を1年程度実施し、デマンド型交通としての運用方法の研究やニーズ把握を行うことで、より良い制度を構築していきたいと考える。このため、江北地区側、タクシー事業者の双方と連携、協力して当該事業を進めて行く予定である。

本日は、検討状況に関する報告であるが、後日、当協議会において、江北地区におけるデマンド型交通の運行に関し、より詳細な制度設計や市内タクシー事業者による実証運行の実施など協議を行いたいと考えている。現時点における想定スケジュールとしては、資料3-2の下段に記載のとおりである。

説明は以上である。

【質疑等】

○種委員

目的が高齢者の通院、買物支援となっている。利用者を高齢者、あるいは利用登録者のように絞り込むと、利用者が少なくなるのではないか。一般的なデマンド型交通は、公共のバス会社のデマンド交通になると思う。高齢者に限った理由を教えてください。

○事務局

現在、江北地区では、地元の若い世代の住人が高齢者の通院、買い物を自家用車で送迎している事例が多いので、まずはその部分を、地元を主体として解決したいという意向を持っている。

○北川会長

地元の意向でまずは高齢者を対象にするという話であった。実証運行の利用実態を見て、走りながら考えていくことになると思う。

(2) バス路線再編について

○事務局から説明

これまでの経緯を振り返ると、当協議会では、本年6月に、江別市地域公共交通網形成計画、江別市地域公共交通再編実施計画という2つの計画を策定した。平成28年8月の当協議会設置後、江別市における公共交通に関する様々な課題の中でも、優先して取り組むべきものは、持続可能なバス交通の形成であるという認識を共有し、バス路線の見直しや利用促進策を中心に協議を行ってきたが、市内路線バスは、長年続いてきた赤字運行と、年々深刻になっているバス運転手の不足という2つの問題を抱え、現在の運行規模を維持することが困難になっていることがわかった。このため、今後も市内バス路線を持続させるため、まずは、JR線以北の江別地区、野幌地区で経路が重複している北海道中央バスのバス路線を面的に

見直すことを中核とした路線再編を行うことで協議を進め、2つの計画を策定したものである。これらの計画に基づき、北海道中央バスでは、10月1日（月）付けで、バス路線の再編を実施するものである。

北海道中央バスと事務局では、10月1日に向けた各種準備を進めているが、本日、机上配付している時刻表をご覧願う。北海道中央バスにおける路線再編後の運行時刻表である。運行便数については、地域公共交通再編実施計画に「何便程度」と記載の数字を実現することができた。運行時刻表の表面最上段、系統番号90番の札江線は、平日8往復16便、次の段、系統番号5、55、60番の江別・新さっぽろ線は、平日往路32便、復路30便の合計62便、系統番号22、24番の江別2番通線は、平日往路15便、復路17便の合計の32便である。裏面、8の字型経路の野幌見晴台線は、大きく4系統に分かれ、系統番号はA、B、C、Dとなり、平日で合計36便の運行となる。

この運行時刻表は、北海道中央バスの江別営業所やバス車内において配布しているほか、江別市役所、市民会館、各公民館、情報図書館、市立病院、保健センターなどの公共施設でも配布している。また、JR北海道にもご協力いただき、市内JR各駅でも配架し、駅の利用者が手に取れるようにしている。

次に、周知、PRに関して、資料4をご覧願う。広報えべつ9月号の記事である。紙面に限りがあるため、今回は、広報誌に別冊ニュースレターを折り込むことで、周知、PRを図ることとした。机上配付しているニュースレターをご覧願う。広報誌折り込みにより、8月末から、市内各世帯へお届けし、周知を図っている。なお、こちらのニュースレターについても、運行時刻表とセットにして、市内公共施設、JR駅等で配架している。

バスマップをご覧願う。ジェイ・アール北海道バス、北海道中央バス、夕張鉄道のバス路線を一元化して案内していたバスマップを、今回、リニューアルして作成した。これは、今月末から配付が始まる広報えべつ10月号に折り込むことで、各世帯にお届けするほか、ニュースレターと等と同様に市内公共施設やJR駅でも配布を始めるところである。

この他にも、路線バスの乗り方ガイドのようなチラシを作成することも、現在企画している。

バス路線再編やバス交通全般について、波状的に周知、PRすることで、市民に路線バスに関心を持ってもらい、利用促進につなげていきたいと考えている。

説明は以上である。

【質疑等】

なし

8 その他

○事務局

次回は、江北地区におけるデマンド型交通について協議等を行うため、10月下旬から11月上旬頃に、専門委員会と当協議会を開催したいと考えている。日程等については調整後、別途連絡する。

9 閉 会